

平成29年(2017年)6月23日

厚生労働省社会・援護局総務課  
自殺対策推進室自殺総合対策大綱担当 御中

日本司法書士会連合会  
会長 今 川 嘉 典

「自殺総合対策大綱」の見直し素案に対する意見

標記大綱の素案について、当連合会は、別添のとおり意見を申し述べる。

「自殺総合対策大綱」の見直し素案に対する意見

		意見	該当箇所	
1	コーディネーターの設置	<p>コーディネーター設置の必要性は当連合会が繰り返し提言してきたことであり、今回その提言が形になったことについて評価する。</p> <p>支援者間の「連携」の必要性は多くの方が認識しているが、ともすると「次につなぐだけ」となりがちであるので、是非伴走型支援を推進していただきたい。また、情報窓口を集約することは重要だが、自殺に対する危険因子を抱えている方はその専門の窓口誘導するというやり方をとると、相談者は同じ話を繰り返し説明しなければならなかったり、自らが解決したいと思って相談している内容とは違ったことについて説明を求められたりすることで、自らが望んでいることに対応してもらえないと感じ、問題解決への意欲が低下してしまうおそれがある。そこで、コーディネーターには、相談者が必要としている窓口アウトリーチしていくことを心がけていただきたい。</p>	10頁	第4.1(6)自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進
			14頁	第4.4(2)自殺対策の連携調整を担う人材の養成
			31頁	第4.10(1)民間団体の人材育成に対する支援
2	ゲートキーパー養成	<p>相談者が日常生活で関わる人たち（薬剤師、理容師など）を対象とするゲートキーパー養成は評価できる。加えて、そこから知識を広げていく仕組みも構築していただきたい。</p>	15頁	第4.4(10)様々な分野でのゲートキーパーの養成
3	高齢者に特化した支援	<p>農村における高齢者福祉対策、うつ病への対応、居場所作り、高齢者の消費者被害等で、高齢者への支援策が記載されているが、高齢者は若者と同様に高齢者特有の自殺念慮要因があるので、それに対し特化した支援策を検討する必要があると考える。そこで、別途「高齢者の自殺念慮支援」に関する項目を追加して、その必要性を明確なものにしていただきたい。</p>	18頁	第4.5(2)地域における心の健康づくり推進体制の整備
			20頁	第4.6(6)うつ等のスクリーニングの実施
			28頁	第4.7(10)介護者への支援の充実 第4.7(19)自殺対策に資する居場所づくりの推進

			29頁 32頁	第4.8(4)居場所づくりとの連動による支援 第4.10(2)地域における連携体制の確立
4	心理的瑕疵物件をめぐる問題への支援	心理的瑕疵物件をめぐる問題について検討することは大変重要であり評価するが、実効性をより高めるためには、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」等を作成している国土交通省にも一緒に取り組んでいただきたい。そこで、担当部署部分に「国土交通省」も加えていただきたい。	31頁	第4.9(3)遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
5	児童生徒への自殺対策に資する教育	SOSの出し方に加え、そもそも「自殺」に至るまで追いつめられないための知識を得る法教育のカリキュラム化が必要と思われる。また、児童だけでなく保護者に対する情報提供も取り入れていただきたい。	11頁 34頁	第4.2(2)児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 第4.11(3)SOSの出し方に関する教育の推進
6	性的マイノリティへの理解	差別をなくすためには、学校の教育だけでなく家庭で保護者が差別的な発言をしないことも重要である。そこで、保護者と子どもが共に学ぶ機会を設けていただきたい。	34頁	第4.11(3)SOSの出し方に関する教育の推進
7	自殺に関する実態調査	自殺の社会的要因として法的問題の影響も大きいと考えるので、調査の対象として法的問題との関連も加えていただきたい。	12頁	第4.3(1)自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究及び検証
8	法的問題解決のための情報提供	法的問題解決のための情報提供元として、「日本司法支援センター(法テラス)」のみ記載されているが、弁護士会や司法書士会など各士業が行う各種相談窓口でも情報提供を行っているので、その点も追記し、相談者の選択肢を出来るだけ増やせるようにしていただきたい。	23頁	第4.7(5)法的問題解決のための情報提供の充実